

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について

令和7年10月29日
厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案」について、令和7年7月25日（金）から同年8月24日（日）まで御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>フェナザキン 19.4%以下なら除外とのことだが、実際の製造過程では分析誤差や製造ばらつきにより、この基準をわずかに超えるロットが発生する可能性がある。</p> <p>現場ではロットごとに含有量を測定し、19.4%以下は除外、19.4%を超えたロットは該当とする運用になると理解してよいか。</p> <p>また、基準を超えるロットを防ぐため、安全マージンを見込んだ規格設定や運用方法についてもあわせて明示されたい。</p>	<p>御意見のとおり、4-[2-(4-ターシャリーブチルフェニル)エトキシ]キナゾリンが19.4%を超えて含有されるものは劇物に該当します。</p> <p>毒物劇物営業者等において、その製造、販売、取扱について、法規に基づく取扱等を行うこととなります。</p>
2	<p>法第14条第2項の規定により作成する書面（譲受書）は、譲受人が押印した書面へ押印の代わりに署名することを認めることについて反対意見を述べたく存じます。</p>	<p>御意見は、「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案」に関することかと思えます。</p>

<p>1 印を準備するという心理的ハードルを設けることで濫用を防ぐ目的が一定以上あること</p> <p>2 サインであれば不法残留外国人、不法入国者、不法上陸者、オーバーステイの人員でも容易に毒劇物を入手できるようになってしまうため、食品等への毒劇物混入によって国民の生活が脅かされることが無いようにしていただきたい、という事由を理由といたします。</p> <p>昨今、法務省が「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」を掲げました。このことにより不法滞在者による国民生活の混乱・日本人への危害が増えることが容易に予想されます。このような折に毒劇物にアクセスしやすくするような法改正は国民生活の安心・安全という点に反していると考えられます。何でもかんでも簡素化すればいいというものではないと思います。ご検討をお願い申し上げます。</p>	<p>その上で、毒物又は劇物の譲渡の手続きに係る書面については、これまでと同様に、毒物劇物営業者は、毒物劇物営業者以外の者（以下「譲受人」という。）に毒物又は劇物を譲渡（販売又は授与）する際は、譲受人から、（１）毒物又は劇物の名称及び数量、（２）販売又は授与の年月日、（３）一般需要者の氏名、職業及び住所を記載し、作成した書面の提出を受け、これらを確認することとなります。その書面は、これまで譲受人が押印した書面であったところ、押印又は署名した書面になります。</p> <p>また、毒物及び劇物取締法は、保健衛生上の危害の防止の見地から必要な取締を行うことを目的とし、販売、取扱等に係る必要な規制を行っており、必要に応じて、譲受人又は交付を受ける者の身元について適切な確認がなされることがあります。</p>
---	---